

不適切な言動事案について(お知らせ)

このたび当法人の1事業所において、夜間の排泄介助時に、職員の不適切な言動が確認されました。

事実確認を行った結果、本件は利用者の人格及び尊厳を著しく損なう重大な事案であると判断し、高齢者虐待防止法に基づき鳥取県及び米子市の関係部署へ報告するとともに、就業規則に基づく懲戒処分等、その他必要な措置を講じました。

本件は一職員の問題にとどまらず、利用者の人格及び尊厳を守るための組織体制や、職員同士が支え合う職場環境を十分に構築できていなかったことに起因する、法人全体の課題として重く受け止めています。

介護・福祉に携わる私たちは、いかなる理由があっても、利用者の人格及び尊厳を損なう言動を行ってはなりません。

今後は、日頃から職員同士が声を掛け合い、困難を一人で抱え込まず相談できる職場風土を醸成するとともに、利用者の権利を侵害するおそれのある行為を認識した場合は速やかに所属長へ報告し、組織として適切に対応することを法人全体で改めて徹底します。

利用者の権利擁護を最優先とし、再発防止策の着実な実施と職員教育の充実を図り、二度とこのような事案を発生させることのないよう、法人を挙げて取り組んでまいります。

このたびは、利用者の皆様、ご家族の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

今後とも、法人の全事業所において、利用者の皆様が安心してサービスをご利用いただけるよう、全力で信頼回復に努め、より一層適正な法人運営に取り組んでまいります。

以上